

徳島県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
上福井土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住 所
監 事	吉 本 佳 之	阿南市那賀川町工地一九七